

集落地域整備統合補助事業（継続）

1. 趣 旨

農業及び農村の発展を期するためには、多様化、高度化するわが国の食料需要にこたえつつ、農業生産性の向上を図るとともに農村における適正な土地利用に留意しつつ健全な農村地域社会を建設することが緊要である。

このような観点からわが国の農村地域において、長期的観点に立ち各種施設の適正配置を含めた土地利用区分を実現し、近代的農業を展開するのに必要な諸条件の整備を推進するとともに、優秀な農業の担い手の確保に配慮し、都市と比べて立ち遅れている農村生活の環境を改善することが必要である。このため、農業集落が農業地域において農業生産活動と地域生活の最小構造単位であることに着目し、農業集落を単位とした農業生産基盤の整備及びこれと関連をもつ農村生活環境の整備を総合的に実施し、もって農村地域社会の発展に資するものとする。

2. 事業の内容

以下の事業メニューから、整備に必要な工種を選択し実施する。

- (1) 農業生産基盤整備事業
ほ場整備、農業用排水路整備、農道整備、農用地開発、農用地の改良又は保全
- (2) 農村生活環境整備事業
農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備、
農村公園緑地整備、農業近代化施設等用地整備、集落防災安全施設整備、
地域資源利活用基盤整備、集落水辺環境整備、集落緑化施設整備
- (3) 集落農園基盤整備事業
- (4) 集落土地基盤整備事業
- (5) 特認事業

3. 事業実施主体等

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 事業実施主体 | 市町村等 |
| (2) 補 助 率 | 50% (又は55%) (沖縄75%、奄美55% (又は65%)) |

4. 平成18年度概算決定額（平成17年度予算額）

949,628 (944,000) 千円

(担当課：農村振興局 整備部 地域整備課 総合整備事業推進室)